

秋田県八峰町及び能代市沖に係る 公募占用指針について

2021年9月27日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

本日ご議論いただきたい内容について

- ① 2020年度までに海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（促進区域）に指定した各区域については、本会議で公募占用指針の内容について御議論いただき、公募プロセスが進捗。2021年6月には、長崎県五島市沖における選定事業者を公表した。
- ② 秋田県八峰町及び能代市沖についても、2021年9月13日に促進区域として指定したことから、同様に、当該区域に関する公募占用指針を策定する必要がある。
- ③ 再エネ海域利用法第13条第5項に基づき、同条第2項第十五号（公募占用指針に関する評価の基準）について学識経験者の意見を聴かなければならないとされていることを踏まえ、本日の合同会議では、同評価の基準に加えて、同項第十一号（促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項）、第十六号（その他必要な事項）について御意見をいただきたい。

調達価格等算定委員会
において意見聴取

本日御議論頂きたい
事項

○再エネ海域利用法

第13条第2項

一 対象発電設備区分等

二 促進区域内海域の占用の区域

三 促進区域内海域の占用の開始の時期

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

五 公募の参加者の資格に関する基準

六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

七 供給価格上限額

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法

九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する調達期間

十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

十一 促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項

十二 撤去に関する事項

十三 公募占用計画の認定の有効期間

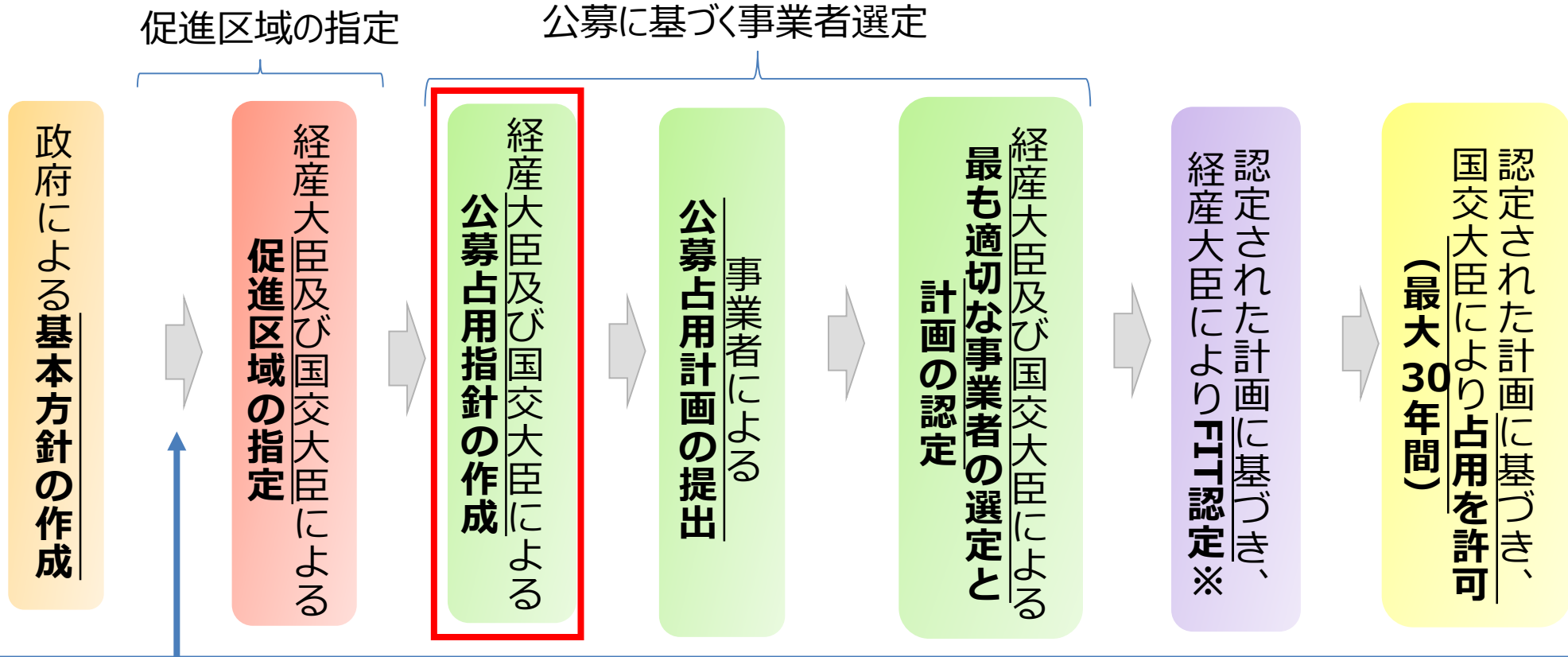
十四 関係行政機関の長等との調整能力

十五 評価の基準

十六 その他必要な事項

(参考) 再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法に基づく、手続きの流れは以下のとおり。



経産大臣及び
国交大臣による
区域の状況の調査

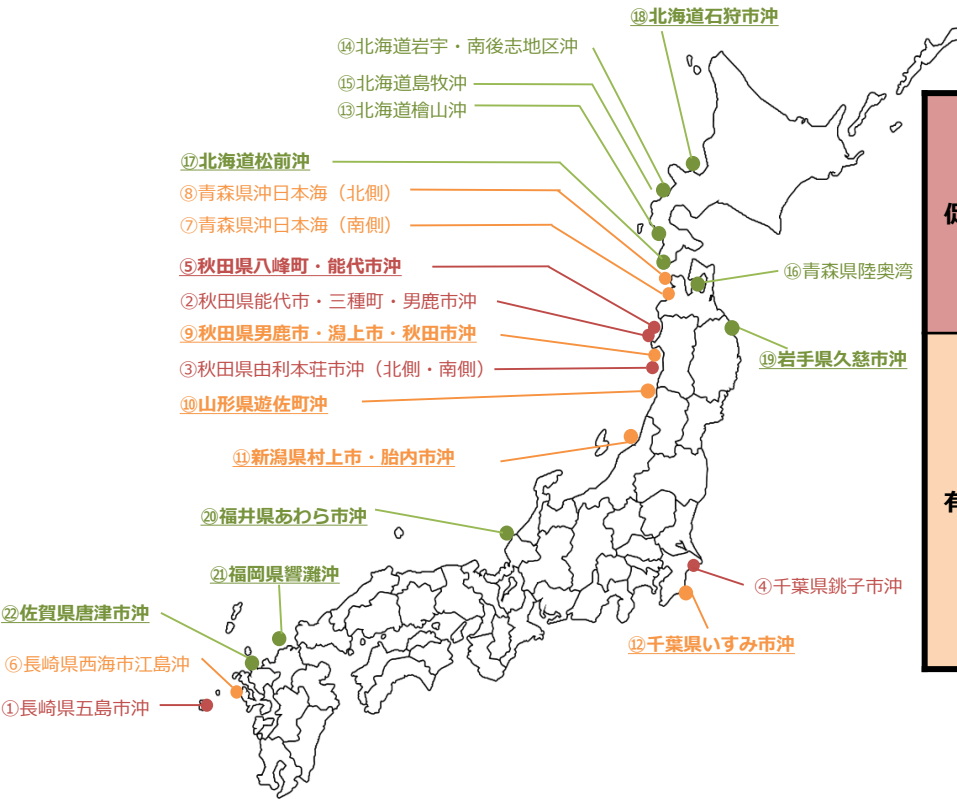
先行利用者等を
メンバーに含む
協議会の意見聴取

区域指定の案
について公告
(利害関係者は
意見提出が可能)

農水大臣、環境大臣
等の関係行政機関の
長への協議

再エネ海域利用法の施行等の状況（2021年度区域指定等を踏まえたもの）

- 2019年7月、以下の①～④の4区域を「有望な区域」として整理。その後、「促進区域」に指定（①2019年12月、その他は2020年7月）。さらに、①は2020年12月に公募を終了し、公募占用計画の審査を経て、2021年6月に事業者を選定。②～④は、提出された公募占用計画を審査中。
- 2020年7月、以下の⑤～⑧の4区域を「有望な区域」として整理。その後、各区域における協議会の進捗、促進区域指定基準への適合状況や都道府県からの情報提供を踏まえ、**2021年9月13日、⑤を「促進区域」に指定するとともに、⑨～⑫の4区域を新たに「有望な区域」として追加・整理。**

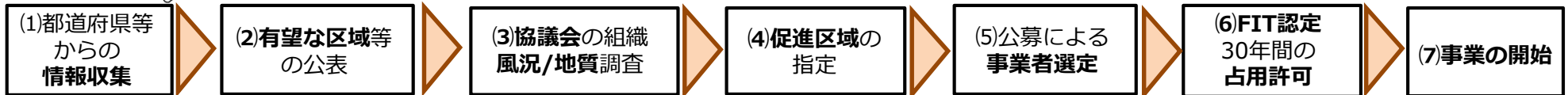


＜促進区域、有望な区域等の指定・整理状況（2021年9月13日）＞

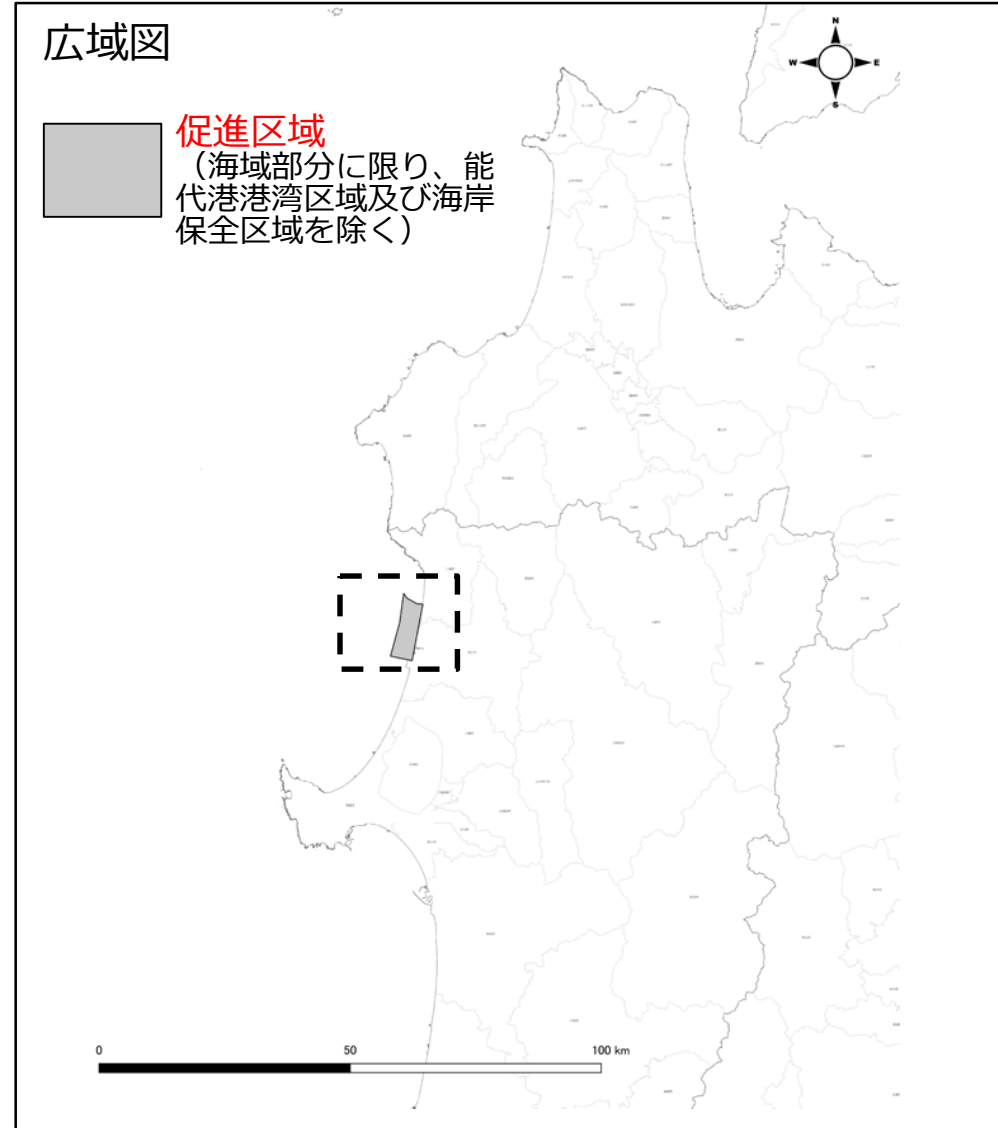
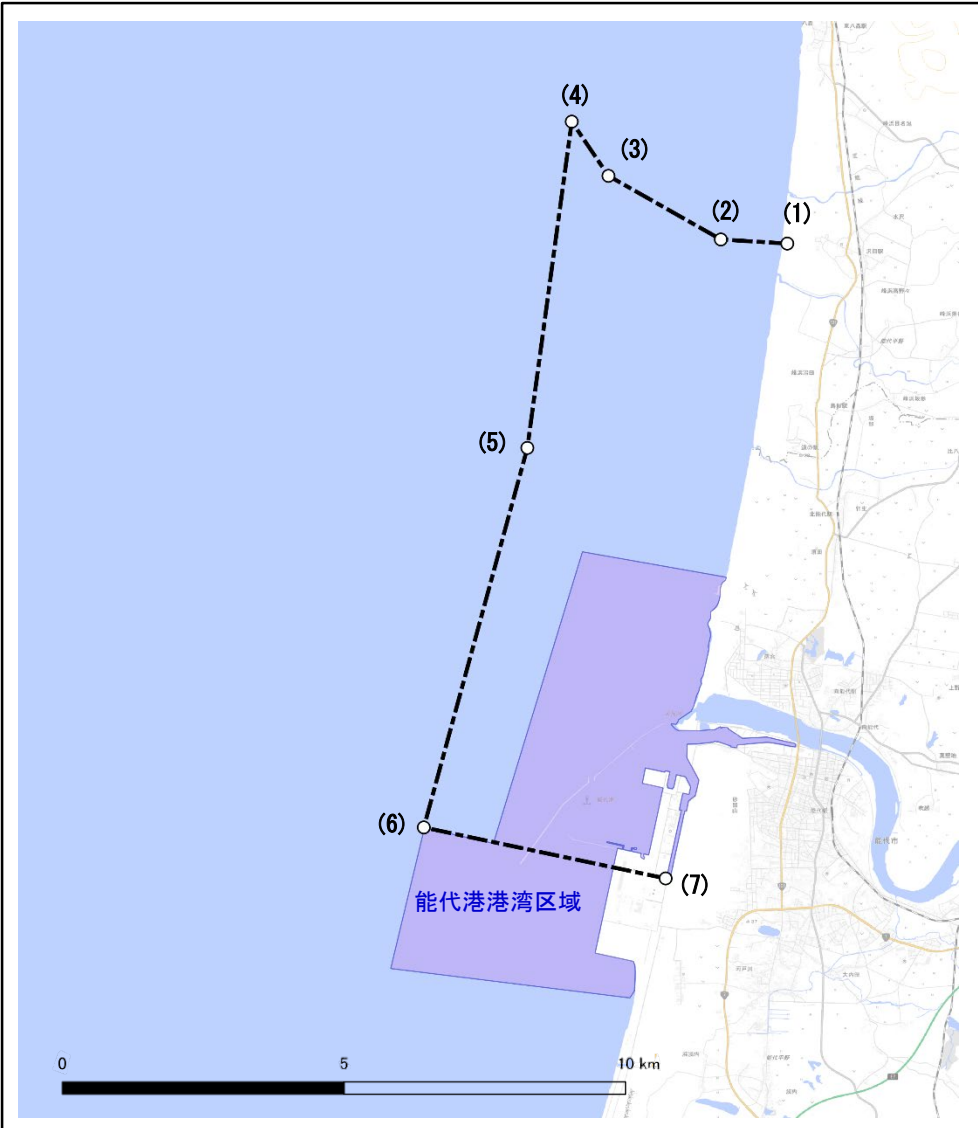
促進区域	①長崎県五島市沖	一定の準備段階に進んでいる区域	⑬北海道檜山沖
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖		⑭北海道岩宇・南後志地区沖
	③秋田県由利本荘市沖（北側・南側）		⑮青森県陸奥湾
	④千葉県銚子市沖		⑯北海道島牧沖
有望な区域	⑤秋田県八峰町・能代市沖		⑰北海道松前沖
	⑥長崎県西海市江島沖		⑱北海道石狩市沖
	⑦青森県沖日本海（南側）		⑲岩手県久慈市沖（浮体）
	⑧青森県沖日本海（北側）		⑳福井県あわら市沖
	⑨秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖		㉑福岡県響灘沖
	⑩山形県遊佐町沖		㉒佐賀県唐津市沖
	⑪新潟県村上市・胎内市沖		
	⑫千葉県いすみ市沖		

【凡例】
 ● 促進区域
 ● 有望な区域
 ● 一定の準備段階に進んでいる区域
 ※下線は2021年度新たに追加した区域

プロセス



秋田県八峰町及び能代市沖の促進区域の範囲



秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の意見とりまとめ (概要) (2021年6月29日)

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めること。**
- ✓ 協議会構成員、選定事業者は、**閣議決定された基本方針の4つの目標（長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進）の実現**に向けて、適切な対応を行うこと。
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、**地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。**
- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐（20年間の売電収入見込額の0.5%）等を通じて地域や漁業との協調策を講じること。**基金への出捐額や用途等は、協議会構成員に必要な協議すること。
- ✓ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、**基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。**
- ✓ **八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受けること。**
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を少なくとも建設工事の1年程度前から継続して実施すること。**調査方法等については、**実務者会議の検討内容、関係漁業者等の意見・助言を尊重すること。**その際、**内水面漁業への配慮も適切に行うこと。** 等

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、**設備の設置等に当たり、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行うこと。** 等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。**特に、**洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整する。** 等

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。** 等

(6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

(7) その他

- ✓ 今後、**上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

(参考) 公募プロセスの全体像

<促進区域の指定>

<「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項
(参加資格等)

都道府県知事と学識経験者
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う
調査
(公募に当たり
必要な情報の
提供)

【2か月～】

▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

<公募の実施>

公募開始
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】

▶ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】

▶ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】

▶ 評価に必要な期間は3か月程度

<事業者選定>

本日御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・ 港湾の場所について

(2) 評価の基準について（第15号関係）

- ・ 基本的な考え方
- ・ 実績に係る評価基準の明確化及びその他の補足事項

(3) その他必要な事項について（第16号関係）

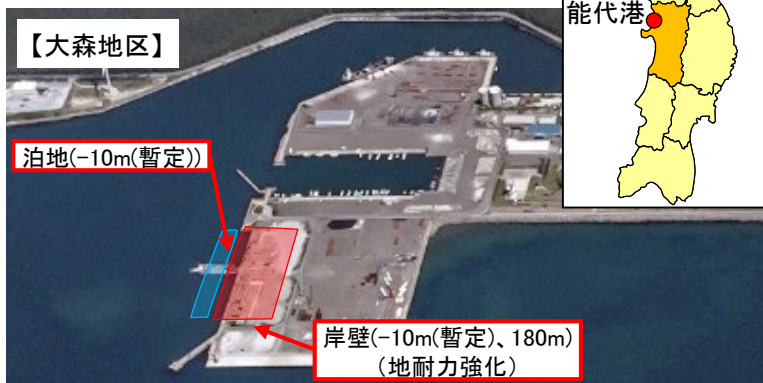
- ・ 公募占用指針の対象となる促進区域以外における占用について
- ・ その他（公正な公募の確保、感染症対策について）

- 令和2年9月に能代港、秋田港、鹿島港、北九州港を海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定済。

○能代港

【事業の概要】

- 整備施設：岸壁(水深10m(暫定))、(地耐力強化)、泊地(水深10m(暫定))
- 事業期間：令和元年度～令和5年度



○秋田港

【事業の概要】

- 整備施設：岸壁(地耐力強化)
- 事業期間：令和元年度～令和2年度

【貸付の概要】

- 貸付期間：令和3年4月9日～令和28年12月1日
- 独占排他的使用期間：令和3年4月9日～令和5年12月31日(風車建設)
令和24年12月1日～令和28年12月1日(風車撤去・解体)
- 賃借人：秋田洋上風力発電株式会社



○鹿島港

【事業の概要】

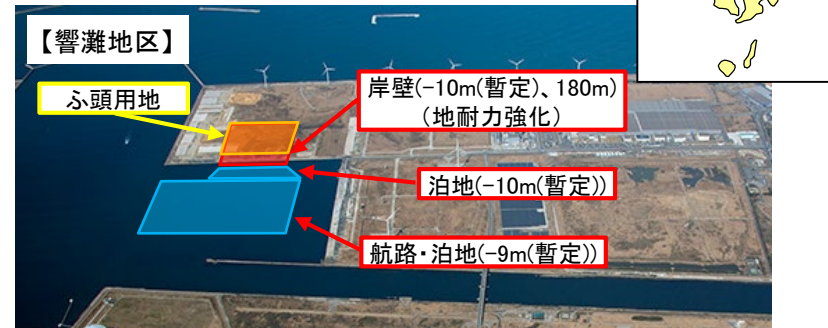
- 整備施設：岸壁(水深12m)、(地耐力強化)、航路・泊地(水深12m)、泊地(水深12m)
- 事業期間：令和2年度～令和5年度



○北九州港

【事業の概要】

- 整備施設：岸壁(水深10m(暫定))、(地耐力強化)、泊地(水深10m(暫定))、航路・泊地(水深9m(暫定))、ふ頭用地
- 事業期間：令和2年度～令和5年度



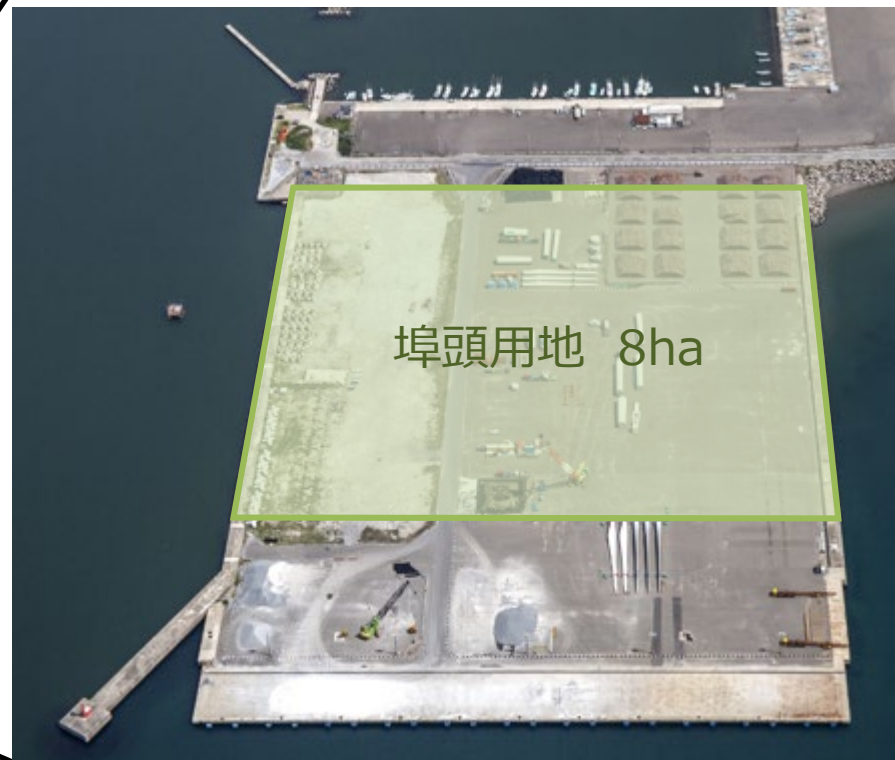
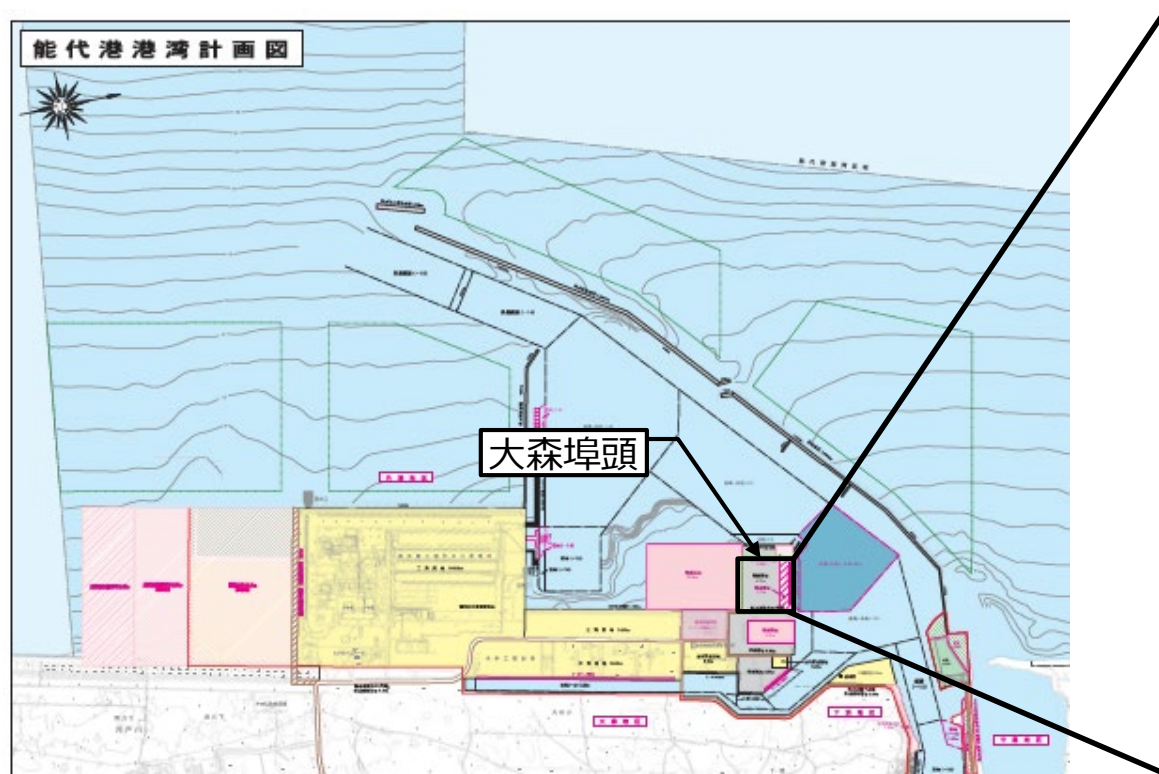
促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項

- 秋田県八峰町及び能代市沖の促進区域を指定する際に、当該区域と一体的に利用される港湾として、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾である**能代港**を、港湾内の埠頭は、大森埠頭（岸壁水深10m、岸壁延長180m、最大耐荷重約35t/m²、利用可能面積約8ha）を想定しており、これを、公募占用指針に記載してはどうか。

※事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる（当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件）。

- これまでの公募占用指針と同様、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画提出に先立ち、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認しなければならないこと（※）を、公募占用指針に記載する。

※その他区域の公募参加事業者と港湾利用時期が重複することは可能（選定後に調整）。



本日御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・ 港湾の場所について

(2) 評価の基準について（第15号関係）

- ・ 基本的な考え方
- ・ 実績に係る評価基準の明確化及びその他の補足事項

(3) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・ 公募占用指針の対象となる促進区域以外における占用について
- ・ その他（公正な公募の確保、感染症対策について）

第15号関係 評価の基準について（基本的な考え方）

- ① 本合同会議の中間整理（2019.4）において、評価の配点等は、地域の特性を考慮することは重要であるものの、公平性・公正性の観点から、原則として、以下に示す評価方法によることが適切とした。
- ② これを踏まえ、これまで実施した公募においては、いずれも公平性・公正性を考慮し、運用指針の評価の基準の考え方にに基づき、公募占用指針において評価の基準を定めている。
- ③ このため、**秋田県八峰町及び能代市沖に係る公募の評価基準についても、同様に運用指針に基づき評価の基準を定めること**としたい。

※再エネ海域利用法では、協議会構成員は協議の結果を尊重することが求められる。このため、「協議会の意見とりまとめ」を公募占用指針に添付し、選定事業者にはこれを尊重することを求めることで、地域の特性に応じた事業の実施が確保される。

※秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖を含む3か所の公募占用指針における「評価に関する補足事項」は、本公募でも同様とする。

評価の方法

価格（120点）

・供給価格の額

価格点算出方法

$(\text{最低入札価格} / \text{提案価格}) \times (\text{満点【120点】})$

事業実現性に関する要素（120点）

事業の実施能力 （80点）

<例>

- ・事業実施実績
- ・事業計画
- ・リスク分析
- ・故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給
- ・将来的な価格低減に向けたサプライチェーン形成
- ・最先端技術の導入

地域との調整、地域経済等への波及効果 （40点）

<例>

- ・関係行政機関の長等との調整能力
- ・周辺航路、漁業等との協調・共生
- ・地域経済への波及効果
- ・国内経済への波及効果

地域との調整、地域経済等への波及効果
について、都道府県知事からの意見を参考聴取

第三者委員会の評価

経済産業大臣、国土交通大臣による評価

事業実現性に関する評価項目

＜参考＞ 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
事業の実施能力	事業の確実な実施	▶ 事業実施実績	下請けを含めて、 ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること
		▶ 事業計画の実現性	・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画及び収支計画（※）等の具体性、実現可能性、信頼性
		▶ リスクの特定及び分析	・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か ・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等） ・維持に関するリスク（技術的な阻害要因） ・財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）
		▶ 財務計画（資金計画、収支計画）の適切性	・財務計画（資金計画、収支計画）等を確認
	安定的な電力供給	▶ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか）	・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか ・修理のための施設はあるか ・サプライチェーン形成計画を提出
		▶ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか	・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出
		▶ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取り組みを行っているか	・最先端技術（施工技術を含む。）の導入状況

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト削減する取り組みを計画的に進めることとする。

事業実現性に関する評価項目

<参考> 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、 地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	▶ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長等との調整の実績 <ul style="list-style-type: none"> - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績
	周辺航路、漁業等との協調・共生	▶ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
	地域への経済波及	▶ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下を確認 <ul style="list-style-type: none"> - 地元雇用がどこにどれだけ増えるか - 地元工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか 等
	国内への経済波及	▶ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下を確認 <ul style="list-style-type: none"> - 国内雇用がどこにどれだけ増えるか - 国内工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか 等

事業実現性に関する要素の配点

<参考> 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

事業実現性に関する評価項目【120点】

事業の実施能力【80点】

地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】

事業の確実な実施【65点】

安定的な電力供給【15点】

地域との調整【20点】

波及効果【20点】

評価
 トップランナー (10割)
 ミドルランナー (7割)
 最低限必要なレベル (3割)
 失格

事業の実施能力【80点】				地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】					
事業の確実な実施【65点】			安定的な電力供給【15点】	地域との調整【20点】		波及効果【20点】			
実績【30点】	事業実現性【35点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		地域経済等への波及効果【20点】	
事業実施実績【30点】	事業計画の実現性【20点】	リスクの特定及び対応【15点】	財務計画の適切性【0点】	電力安定供給と将来的な価格低減【10点】	最先端技術の導入【5点】	関係行政機関の長等との調整能力【10点】	周辺航路、漁業等との協調・共生【10点】	地域経済への波及効果【10点】	国内経済への波及効果【10点】
・極めて適切な実績【30点】	・最も確実に事業を実現【20点】	・極めて適切にリスク分析と対応【15点】		・両方の観点から極めて適切な対応【10点】	・世界初の最先端技術導入を進めている【5点】	・国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【10点】	・最も協調・共生の可能性が高い【10点】	・最も地域経済への波及効果がある【10点】	・最も国内経済への波及効果がある【10点】
・優れた実績【21点】	・優れている【14点】	・優れている【11点】		・片方の観点が極めて適切に対応しており、もう片方の観点も優れている【7点】	・今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている【4点】	・国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】
・良好な実績【9点】	・良好【6点】	・良好【5点】		・良好【3点】	・汎用的な技術の中で最も進んでいる技術の導入【2点】	・その他の調整に係る有意義な実績【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】
・実績なし【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	不適切とまでは言えないレベル【0点】		・実績があっても、能力がないと判断できる場合【失格】			

【実績に係る評価基準の明確化】

- ① 前回公募を実施した秋田・千葉の公募占用指針では、事業実現性に関する評価項目のうち「**事業実施実績**」の項目について、トップランナーの評価基準を「**極めて適切な実績（国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る）**」としている。
- ② 上記の「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る」が意図する内容をさらに明確にする観点から、**先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価することとし、公募占用指針に記載する。**
- ③ また、「**関係行政機関の長等との調整能力**」の項目の確認の方法の例について、これまでは「関係行政機関の長等との調整の実績」と記載しているところ、**当該実績の評価の対象をさらに明確にする観点から、**
 - **当該実績の評価対象は発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了（運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む）までの行政機関との調整実績（海外の実績も評価対象に含む）**と公募占用指針に記載することとする。

なお、上記のいずれの実績についても、当該公募事業における事業実施体制に応じて当該公募事業との親和性の観点から評価する。また、実績の記載にあたっては、事業実施体制上の役割を踏まえ、各役割毎に1件とする（ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする）。

【その他の補足事項】

複数の公募占用計画について公平かつ効率的に評価を行うため、公募占用指針に以下の点を補足して記載することとしてはどうか。

【地域経済、国内経済への波及効果】

- ① 提案内容は実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOUなど）があるもののみとする。
- ② 経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、
 - 地域経済波及効果については「平成27年（2015年）秋田県産業関連表」（秋田県、2020年10月21日公表）とする。
 - 国内経済波及効果については「平成27年（2015年）産業連関表」（総務省、2019年6月27日公表）とする。

本日御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・ 港湾の場所について

(2) 評価の基準について（第15号関係）

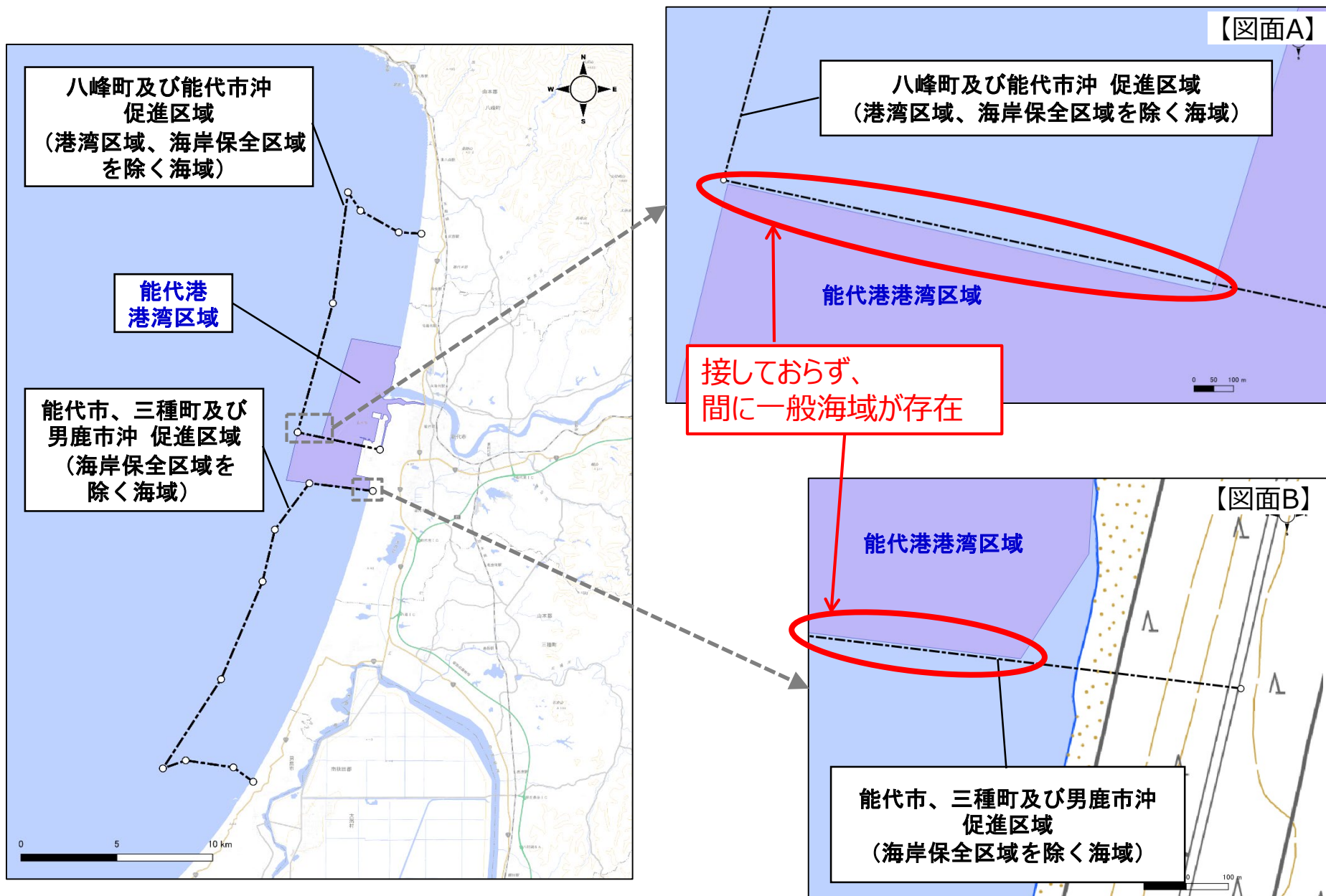
- ・ 基本的な考え方
- ・ 実績に係る評価基準の明確化及びその他の補足事項

(3) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・ 公募占用指針の対象となる促進区域以外における占用について
- ・ その他（公正な公募の確保、感染症対策について）

公募占用指針対象促進区域以外における占用について

■対象促進区域・港湾区域・近隣の促進区域の境界図

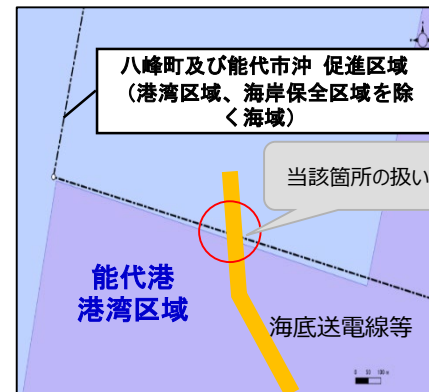


公募占用計画への記載について①

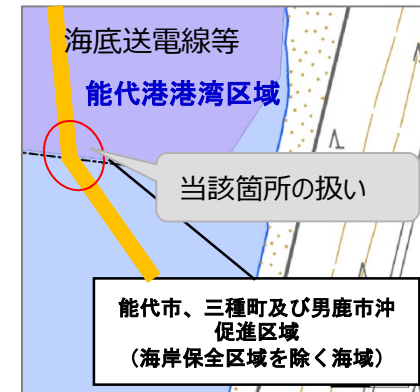
- 今般、公募占用指針の対象となる秋田県八峰町及び能代市沖の促進区域（以下「対象促進区域」という。）については、南側に能代港港湾区域（以下「港湾区域」という。）があり、さらにその南側には秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の促進区域（以下「近隣の促進区域」という。）があり、3つの区域が近接している。また、それぞれの区域には互いに接していない箇所があり、そこには一般海域が存する。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備のうち海底送電線及び通信ケーブル（以下「海底送電線等」という。）については、対象促進区域以外の海域を経て陸揚げを希望する事業者も想定される。そのため、対象促進区域以外への海底送電線等の設置をする事業者は、当該設置が**真に必要な理由**を記載した公募占用計画を作成・提出することとしてはどうか。
- また、対象促進区域以外に海底送電線等を設置する場合の取扱いを公募占用指針に明示することとしてはどうか。

<一般海域における海底送電線等の設置>

- 1 一般海域に海底送電線等を設置する場合の促進区域の追加について
選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員（既存の協議会構成員を含む）から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国が当該追加の対応を行うこととし、公募占用指針に明示してはどうか。
- 2 促進区域の追加にあたっての条件明示について
 促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、促進区域の追加を行うこととなるが、当該追加面積は先行利用者等への支障等を考慮し、**必要最小限の面積となるよう、公募占用計画に記載させること**としてはどうか。また、事業の具体化に伴い促進区域の追加を行う場合には、促進区域の追加に先立って協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることを公募占用指針に明記してはどうか。



※P17【図面A】参照

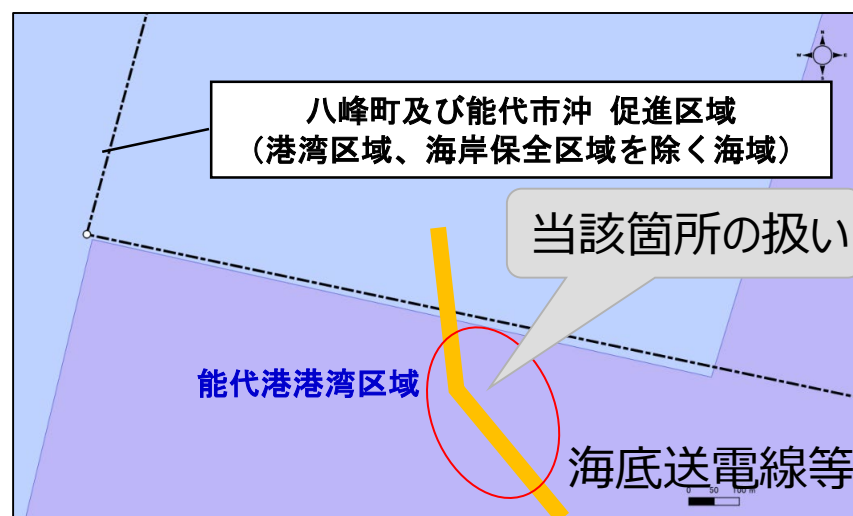


※P17【図面B】参照

公募占用計画への記載について②

<港湾区域における海底送電線等の設置>

- 3 港湾区域内に海底送電線等を設置する場合に占用許可を担保するための取り扱いについて
再エネ海域利用法第15条では、**公募占用計画に港湾区域内の占用許可等に関する事項が記載されているときは、国土交通大臣は港湾管理者に同意を得ることとされている**。これにより、同法第22条により公募占用計画の認定されたときは占用許可等があったものとみなされる。
港湾区域内に海底送電線等を設置する場合、上記手続きを確実に行うことで、発電事業者の安定的な事業の実施が可能となるため、**港湾管理者に同意を得るために公募占用計画にどのような記載が必要となるか、公募占用指針に示す**こととしてはどうか。



※P17【図面A】参照

公募占用計画への記載について②（参照条文①）

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

（公募占用計画の提出）

第十四条

1、2 （略）

3 公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一 港湾法第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

二 港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

4 （略）

（選定事業者の選定）

第十五条

1～4 （略）

5 国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定しようとする場合において、選定しようとする者から提出された公募占用計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、あらかじめ、当該事項について港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）に協議し、前条第三項第一号に掲げる事項については、その同意を得なければならない。

6 （略）

（港湾法の特例）

第二十二條 第十四条第三項第一号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたときは、当該認定の日当該事項に係る選定事業者に対する港湾法第三十七条第一項の許可があったものとみなす。

2 第十四条第三項第二号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたときは、港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があったものとみなす。

公募占用計画への記載について②（参照条文②）

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（港湾区域内の工事等の許可）

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用
- 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
- 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2～4 （略）

（臨港地区内における行為の届出等）

第三十八条の二 臨港地区内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。但し、第三十七条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとするとき、又は同条第三項に掲げる者が同項の規定による港湾管理者との協議の調つた行為をしようとするときは、この限りでない。

- 一 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
- 二 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設（もつぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良
- 三 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるもの（以下「工場等」という。）の新設又は増設
- 四 前三号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

2、3 （略）

4 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為に関し第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。

5～10 （略）

公募占用計画への記載について③

<近隣の促進区域における海底送電線等の設置>

- 近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もある。そのため、公募の透明性、公正性の観点から、**公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止する**とともに、公募占用計画作成にあたっては公表されている資料をもとに合理的な海底送電線等の設置案を検討することとしてはどうか。また、近隣の促進区域における選定事業者との調整は、本公募における選定事業者となった後に行い、調整の結果、海底送電線等の設置場所が変更となった場合は、公募占用計画の変更が必要であることを公募占用指針に明記してはどうか。
- 近隣の促進区域において海底送電線等を敷設する場合、**海底送電線等の配置場所が記載された公募占用計画が認定され、かつ、近隣の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得ていることを条件として、近隣の促進区域における占用を許可すること**と公募占用指針に記載してはどうか。

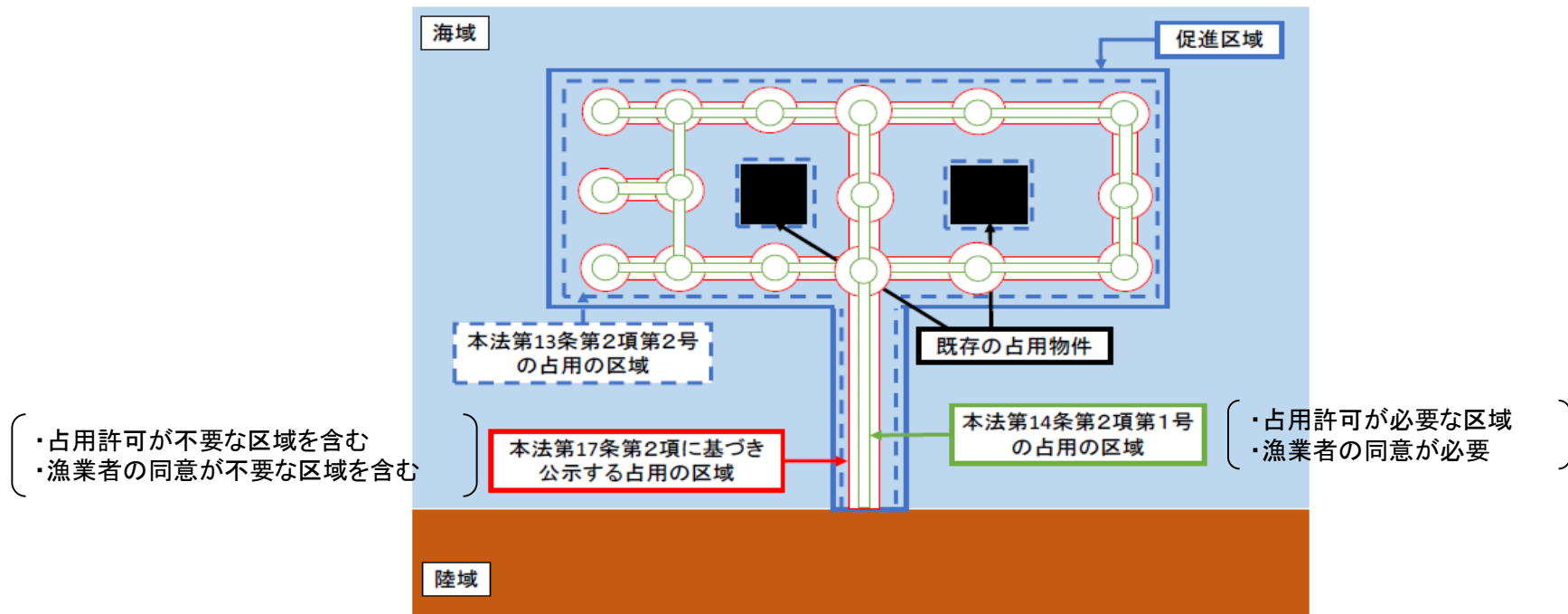


※P17【図面B】参照

選定事業者による公募占用計画認定前の協議会説明

- 法第14条第2項第1号の記載の対象は、海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域である。当該区域は法第10条第1項第1号の占用許可が必要で、占用許可申請に際しては、関係漁業者の同意が必要である。一方、法第17条第2項に基づき公示する占用の区域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置や維持管理に必要となる区域を勘案し、国が同条第1項に基づき指定し公示するが、全てが占用許可を要する区域ではなく、関係漁業者の同意が不要な区域がある。（この区域は、法第19条第3項の規定により、選定事業者以外の者が法第10条第1項の占用許可申請ができない区域となる。）
- このため、公募占用計画の認定前に公募占用計画の概要、法第17条第2項に基づき公示する促進区域内の占用の区域及び占用の期間について選定事業者が協議会において説明することを公募占用指針に明示してはどうか。また、認定後において、選定事業者と関係漁業者等の利害関係者が協議を行い、必要に応じ、公募占用計画の変更を行うことを公募占用指針に明示してはどうか。

※公募占用計画の変更の認定申請を受け、国は変更認定を行う。



選定事業者による公募占用計画認定前の協議会説明（参照条文）

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

（促進区域内海域の占用等に係る許可）

第十条 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 促進区域内海域の占用
- 二 土砂の採取
- 三 施設又は工作物の新設又は改築（第一号の占用を伴うものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2～7 （略）

（公募占用計画の提出）

第十四条 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 促進区域内海域の占用の区域
- 二～十五 （略）

3、4 （略）

（公募占用計画の認定）

第十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画について、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び当該認定の有効期間並びに同項の規定により指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

（促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用の許可等）

第十九条 （略）

2 （略）

3 公募占用計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、第十七条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の占用の期間内は、第十七条第二項の促進区域内海域の占用の区域については、第十条第一項の許可の申請をすることができない。

その他（公正な公募の確保、感染症対策について）

【公正な公募の確保】

- 提出された公募占用計画は事業者名を伏せた上で審査・評価を行うこととしている。一方で、公募参加事業者自らが公募に参加した旨を表明すると、当該事業者と他の公募参加事業者の担当者間で、何らかのやりとりがなされる可能性も否定できず、公正な公募の確保に支障となる恐れもありうる（例えば、他者の公募占用計画を把握した場合にプレゼンテーションの内容が変わる可能性もありうる）。
- 国土交通省発注工事では、「入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない」としていることから、これを参考に、公募参加者は公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示してはならないことを公募占用指針に記載してはどうか。

【感染症対策について】

- 能代港・秋田港において洋上風力発電設備の基礎工事中のSEP船内にて、新型コロナウイルスのクラスターが発生した。SEP船等の作業船においては、船員・作業員が長期間にわたり共同生活を行うことから、着実な感染症対策が求められる。新型コロナウイルスを含む感染症が発生した場合、医療面はもちろんプロジェクトとしても工期遅延等の影響があるため、公募占用計画において感染症対策への取り組みを記載させることとしてはどうか。

参考

(1) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・ 撤去の方法や保証の額について

(2) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・ 促進区域の占用料について

- 撤去に係る事項として、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」等の公募占用指針について議論した際には、①撤去の方法、②保証の額、③撤去の担保方法、④保証の開始の時期について御議論頂いた。
- 洋上風力発電の撤去に関する制度等について昨年から大きく状況が異なる点はないため、基本的には「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」等の公募占用指針と同様に定めることとする。
- なお、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」等の公募占用指針では、促進区域内に設置する洋上風力発電施設の撤去にあたっては、原則は原状回復することとし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づく環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めることとしている。
- これに関し、環境大臣の廃棄の許可基準等が不明確である等の指摘を踏まえ、環境省主催の「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」において、海防法に基づく環境大臣の許可手続き等の着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方を整理しており、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、同考え方に留意し対応するよう、公募占用指針で補足することとする。

（参考）着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会 今後の進め方

<検討会第3回> 令和3年9月21日（火） 10:00～11:30

- パブリック・コメントのご意見等を踏まえ、考え方（最終案）を議論



<公表> 令和3年9月末頃

- 「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方（仮称）」を示す

第12号 撤去に関する事項（撤去の方法、保証の額）

- 撤去に係る事項として、長崎県五島市沖の際には、①撤去の方法、②保証の額、③撤去の担保方法、④保証の開始の時期、について御議論頂いた。
- このうち、③④については、区域等に応じて変わるものではなく共通のものであることから、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様に定めることとしてはどうか。
- ①撤去の方法と②保証の額については、長崎県五島市沖の場合は浮体式洋上風力発電であったが、今回対象となる3ヶ所については、全て着床式であり、浮体式に比べて欧州における撤去実績等があることを踏まえ、一部補足して定めることとしてはどうか。

【長崎県五島市沖の公募占用指針に一部補足して定める事項】

〈①撤去の方法〉

- 本事業における洋上風力発電設備の撤去に関しては、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様に原状回復を原則としてはどうか。
- ただし、欧州では着床式洋上風力のモノパイルの一部について残置が認められている場合があり、我が国においても、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づくと、洋上風力発電施設は、原則として海洋に捨ててはならないが、撤去時に海防法第43条の2第1項の規定による環境大臣の廃棄の許可を受ける場合は、残置を行うことは可能。
- このため、本公募でも、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件として、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めてはどうか。

※但し、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰するものとする。

※一部残置を想定した公募占用計画を作成する場合は、海底面下1m以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

※なお、環境大臣により許可を得て、洋上風力発電施設の一部を残置する行為は、法第12条における禁止行為に当たらず、また、当該行為は、法第10条第1項における国土交通大臣の許可を要しない。

第12号 撤去に関する事項（撤去の方法、保証の額）

＜②保証の額＞

- 着床式洋上風力について原状回復を行おうとする場合、地質の形状等により撤去の困難度が変わり、また、撤去に伴う周辺環境への影響を考慮する必要があるが、**公募段階では、風車を設置する箇所**の地質や周辺環境等が必ずしも判明していないため、**撤去方法及びその額を各事業者が正確に算出等することは困難**である。
- このため、公募段階における撤去費用については、一律に、国際的な認証機関であるDNV-GLが着床式洋上風力の撤去費用として試算した**海洋における施工費の70%**とすることとし、撤去算出の方法等は評価の対象とはしないこととしてはどうか。
- 一方で、**事業者選定後には、撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行うこととし、経済産業省、国土交通省、環境省にも相談の上、工事着手日までに保証の額等を変更（公募占用計画を変更）**することとしてはどうか。
- また、今後、長期的に技術開発等が進むことも想定されることから、**技術開発等に伴う撤去方法及び撤去費用の見直し（例：10年ごとの見直し）についても可能**であることを記載してはどうか。

促進区域の占用料について

- 今般の秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における占用料の単価は、「秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年東北地方整備局告示第百四十七号）」のとおりとする。なお、公益上特に必要があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することがある。

○占用料

占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	90 円
その他			90 円
ケーブル等	外径が 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	60 円
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		80 円
	外径が 1 メートル以上のもの		90 円